

水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の改定について

建設業法施行令の改正により令和5年1月1日から公共性のある工作物に関する重要な建設工事で現場ごとに監理技術者等の専任配置が必要となる請負代金の額が3,500万円から4,000万円等に引き上げられることを踏まえ、下記のとおり「水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領」の改定を行います。

改定の施行日は、令和5年1月1日からとし、改定の施行日以前に契約した工事についても適用の対象とします。

現 行 制 度	改 正
<ul style="list-style-type: none"> • 以下の全ての要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場に常駐する義務を緩和し、他の工事との現場代理人の兼務を最大2件（兼務工事の中に、工事目的物の現場施工が完了した工事が含まれる場合は最大3件）までできる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)仕様書等において兼務が認められている工事（兼務工事が市以外の発注の場合は、発注者から兼務の許可が得られている工事） (2)当該建設工事、兼務工事の各契約予定価格が3,500万円未満（税含む） (3)兼務工事の場所が市内 (4)直接的雇用関係のある連絡員を各兼務工事に配置し、現場代理人が常駐しない工事現場に滞在させる（現場施工が完了した工事については、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合を除く）。 (5)兼務配置の停止期間中でない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の全ての要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場に常駐する義務を緩和し、他の工事との現場代理人の兼務を最大2件（兼務工事の中に、工事目的物の現場施工が完了した工事が含まれる場合は最大3件）までできる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)仕様書等において兼務が認められている工事（兼務工事が市以外の発注の場合は、発注者から兼務の許可が得られている工事） (2)当該建設工事、兼務工事の各契約予定価格が4,000万円未満（税含む） (3)兼務工事の場所が市内 (4)直接的雇用関係のある連絡員を各兼務工事に配置し、現場代理人が常駐しない工事現場に滞在させる（現場施工が完了した工事については、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合を除く）。 (5)兼務配置の停止期間中でない。

【問い合わせ先】

契約検査課審査係電話：029-224-1111(内線)1551